

## 事業者による各種調査及び環境アセスメント実施について

## 1 共同調査（風況調査・海域調査）の実施について

- ・ 法定協議会が設置される区域においては、経産省及び国交省が風況や海域の各種調査を行うこととなるが、事業者は、より詳細なデータを収集し事業性を判断するため、なるべく早く独自に各種調査を行いたい意向が強い。
- ・ 遊佐町沖でも多数の事業者から調査実施の意向が示されたが、漁協や地域の混乱を避けるため、これまでは自粛を要請してきたが、昨年12月に洋上風力発電を進めていくことについて地元合意が整ったことから、調査の実施を認めることとした。
- ・ ただし、多数の事業者がそれぞれ調査を行うと混乱を来すため、調査実施に当たっては共同で実施していただくよう要請し、事業者間の調整の結果30社による共同調査が実施されることとなった。

## (1) 風況調査

- ①場 所 ・ 遊佐町沖想定海域の沿岸（北側、南側計2箇所）
- ②日 程 ・ 現地再確認、場所決定 5～8月頃  
・ 観測塔設置、観測開始 9月～令和4年8月（2年間）
- ③方法等 ・ 風況観測塔による風況観測  
上空約40～60mの風況を観測するもの  
・ ドップラーライダーによる風況観測  
風況観測塔よりも上空の風況をレーザー光により観測するもの

## (2) 海域調査

- ①場 所 ・ 遊佐町沖想定海域内
- ②日 程 ・ 現地再確認、場所決定 5～6月頃  
・ 各種調査（下記のとおり） 6月下旬～9月上旬
- ③方法等 ・ 音波探査（6月下旬～7月上旬）  
調査船が曳航する機器により、海底面の状況（障害物の有無等確認）及び海底下の地層を調査するもの  
・ ボーリング調査（6月下旬～9月上旬）  
海域にやぐらを設置し、海底下約90mまで掘進、地質状況を調査するもの（6箇所）  
・ 海底微動アレイ調査（7月下旬～8月中旬）  
海底に微動計を設置し、地盤を伝わる微動の伝播速度を測定し、地盤構造を調査するもの（10箇所）

## 2 環境アセスメントの実施について

- ・ 環境アセスメントは、通常3～4年の期間がかかることから、事業者は、法定協議会が設置される前から、予め一定の段階まで手続きを進めておきたい意向が強い。
- ・ 環境アセスメントは、事業者ごとに事業計画が異なるため共同で実施することはできず、それぞれ行うこととなるが、多数の事業者がそれぞれ手続きを進めると煩雑になるため、複数の事業者分の手続きをまとめて進めることとしている。最初のステップとして、「配慮書」に関する手続きが行われている。

### (1) 基本的な考え方

配慮書については、1回の審査は3事業者を上限とし、県環境評価審査会に諮ることとする。

具体的には、公告・縦覧開始を揃えて行い、県の審査会、市町の審議会、住民説明会※の手続きの合理化を図る。

※ 法的には配慮書段階での住民説明会は必須でないことから、要請を行った上で、事業者が説明会を行わない判断をした場合はやむを得ないものとする。

### (2) 実施状況

#### ○配慮書の公告・縦覧開始

- ・ 第1グループ（3社<sup>※1</sup>） 7月1日～31日
- ・ 第2グループ（1社<sup>※2</sup>） 8月3日～9月2日

※1 ①中部電力、②日本風力開発、③加藤総業とコスモエコパワーのJV

※2 九電みらいエナジーと石油資源開発のJV1社

#### ○事業者による住民説明会

- ・ 第1グループ 7月下旬（遊佐町：7月21日、酒田市：7月28日）
- ・ 第2グループ 8月下旬



新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み延期・・・10月開催を検討中

### (3) 今後の見込み

上記の他、数社から、環境アセスメント手続きを実施したいとの意向が示されている。